第五百八十七号

三月十七日

○右	○右	〇 右	○建設業	除の合	○森林痘	事項::	○森林痘	○大規模		○道路の	○コイの	関の対象	応募資格	○自衛宣		○青森旧		1 1		
同 :	同 :	同 :	未者の許	叩令に係	州害虫 等		州害虫等	医小 売 庄	公	道路の区域の変更:	の持ち出	石称の恋	格	自衛官候補生	告	青森県財務規則	規	目		
			○建設業者の許可の取消し	除の命令に係る事項	森林病害虫等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆		森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令に係る	大規模小売店舗の変更の届出	告	変更	コイの持ち出し禁止に係る水域指定	関の名称の変更の届出		一(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び	示	、則の一部を改正する規則	則	次		
$\widehat{}$	$\widehat{}$	県下	県上	$\widehat{}$		林		(商		(道	水	対生が	市			財				
闰	同	民北	民北民地	闻		政		商工政策課		路	水産振興課	対策 課	町 村			財務指導課				
$\overline{}$	$\overline{}$	局域	局域	$\overline{}$		課		東課)		課	課)	課病・	課			导 課)				(A)
:	÷	÷	÷	÷		:		÷		÷	÷	÷	:			÷				金曜日
六	六	六	五.	Ħ.		四		\equiv		\equiv	\equiv	=	\equiv			_				Ė
																			Į	

〇右 同

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

事

務

局) :: 七

正

(学校教育課)

七

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正す

目次中「第六十五条」を「第六十四条」に、「第六十六条」を「第六十五条」に改

第四章第五節中第六十六条の前に次の一条を加える。 第六十四条を削り、第六十五条を第六十四条とする。

第六十五条 政令第百五十八条の二第一項の規則で定める歳入は、次に掲げるとおり (収納の委託)

る場合を含む。)並びに同条例第十九条第一項並びに第二項及び第三項 により適用される場合及び同条例第二十八条の二の規定により読み替えて準用す 住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)第二十八条第一項の規定 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第三十二条第三項(青森県県営 (同条例

青森県告示第百七十五号

項及び第四項に規定する金銭 第二十八条第一項の規定により適用される場合を含む。)に規定する金銭 青森県特定公共賃貸住宅条例 (平成九年三月青森県条例第六号) 第二十条第三

- 2 る。 政令第百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、 次のとおりとす
- 地方公共団体の歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けたことがあること。
- 業規模を有し、 第五号までにおいて同じ。)の収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事 地方税等 (政令第百五十八条の二第一 かつ、その経営の状況が健全であると認められること。 一項に規定する地方税等をいう。次号から
- ための体制が整備されていること。 収納した地方税等に関する情報を正確に記録し、及び遅滞なく知事に報告する
- いること。 収納した地方税等を遅滞なく指定金融機関に払い込むための体制が整備されて

第四十四号様式及び第四十五号様式中 Ŧī. 収納した地方税等を適切に管理するための体制が整備されていること。 「第65米」を「第64米」に改める。

則

(施行期日)

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

(青森県県税条例施行規則の一部改正

2 青森県県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次

のように改正する。 第四条の三を削る。

告

示

らの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。 政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれ 試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子)の募集期間、 (昭和二十九年 採用

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間及び採用試験の期日等

1		w 筆		_	
をび过 身記 体験	Ĵ	VE E B 験	THE PERSON NAMED IN		募
令 日	令和	、ら十令	馬	更	集
五五五年	五	上同五和 一月日五 ま二 (年	其	月	期
和五年六月四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	六月三	で十木五 七)月 日か二	E	1	間
	通知後に		身	—————————————————————————————————————	令和云
	俊に		多	f U	五年四月
丘森 桔	2八 吉戸	任意	位		_
浪 野	更市 予大 子字	任意の場所		試	日から
字近野	市川町	//*	置		日から同年五月九日まで
巨陸 中	近陸	務自		験	育 九
也上 自	b上 自	務自 所宅 及び	名		日まで
衛隊青森	衛隊八	び各地域		場	C.
森駐	戸駐	域事	称		

応募資格

用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者) 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳にあっては、

採

青森県告示第百七十六号

規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同 法第二十四条第二号の規定により公示する。 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

称 所 在 地 年変 月 日更

X

分

名

番図 号面

種道

類の

路 線 名

変

更

0)

路

1

玉

道

一〇一号

つがる市木造越水屛風山一の七 五所川原市大字小曲字枝村九三

大規模小売店舗の変更の届出

金曜日

公

変更後	変更前	変更後	変更前
おおぞらクリニック	あおぞらクリニック	リニックくどう内科消化器・肝臓ク	工藤医院
三 沙 丁 丁 罗 田 卫 一 了 【 E 一 0 二 0 二 0 二 0 二 0 二 0 二 0 二 0 二 0 二 0		民育市プ号不川号不川ブ七	公司 てきコーミコー しこ
3 -	ī. -	四 <i>五</i> ·	令 和

青森県告示第百七十七号

制限等)に基づき、コイの持ち出しを禁止する水域を次のとおり指定する。 令和五年青森県内水面漁場管理委員会指示第一号(コイの持ち出し禁止及び放流の

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系の全域及び岩木川水系の全域

青森県告示第百七十八号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり

路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月十六日まで青森県県土整備部道

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

	区				
				間	
â	炎	育	前変 後 別の		
三一一・九一メートルまで一五・四〇メートルから	八三・九〇メートルまで	三一一・九一メートルまで	八三・九〇メートルまで	敷地の幅員	
一二、七一四・〇〇メートル	一三、〇七六・〇〇メートル	一〇、〇三一・〇〇メートル	一三、〇七六・〇〇メートル	敷地の延長	
			ı	備考	

令和五年三月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

 \equiv 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前 変 更 後 年変 月 日更

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

項の規定により次のとおり公告する。

大規模小売店舗の名称及び所在地 上北郡おいらせ町中野平四〇の一 イオンモール下田

代表取締役 木村賢一上北郡おいらせ町中野平四〇の下田タウン株式会社

代表取締役 髙田雅史 上北郡おいらせ町中野平四〇の一下田タウン株式会社

_垂令 一: 芸

几 令和五年二月: 三

届出年月日

届出書の縦覧 十二日

1

場所

2 期間

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

3 時間

令和五年三月十七日から同年七月十八日まで

ただし、おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

午前八時三十分から午後五時十五分まで

意見書の提出

Ŧi.

る ため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができ

提出期限

提出先 令和五年七月十八日

2

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

 (\equiv)

同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、 同法第五条第四項において準用す

> る同法第三条第五項の規定により、 令和五年三月十七日 当該命令に係る事項を公表する。

青森県知事

三

村

申

吾

区域及び期

 (\longrightarrow)

区域 西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、 次の図のとおりとする。

域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

「次の図

は省略し、

その図面を青森県農林水産部林政課、

西北地域県民局地

期間

令和五年四月二十日から令和六年三月二十日まで

 \equiv 森林病害虫等の種類

松くい虫

行うべき措置の内容

三

薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している 松くい虫が付着している樹木を所有し、 又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び

枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

几 命令をしようとする理由

の○に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、 松くい虫を駆

又はそのまん延を防止するために必要があるため

Ŧī. その他必要な事項

らない。 三に掲げる措置を行うに当たっては、 森林害虫防除員の指示に従わなければな

西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。 ただし、回により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、

交付する。 当該措置を行ったかどうかを確認して、 ものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が 該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出する 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当 損失補償金の額を決定し、 損失補償金を

- 該措置の全部又は一部を行うことができる。 措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当四 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の口に掲げる期間内に当該
- 額をその者から徴収することができる。 受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する 措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が 青森県知事は、四の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる

森林病害虫等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

より、当該命令に係る事項を公表する。補完伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第三項の規定により、

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区域及び期間

区域

区域の範囲内の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とする。西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図の知事命令対象予定

域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地

二期間

令和五年四月二十日から令和六年三月二十日まで

森林病害虫等の種類

松くい虫

一 行うべき措置の内容

ればならない。 る松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなける松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなけ、松くい虫が付着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る。)の存す

四 命令をしようとする理由

一の⑴に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、その被害の状

を達することができないと認められるため。号に掲げる命令のみによっては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的況からみて、森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による同法第三条第一項第一

五 その他必要な事項

 (\longrightarrow)

-) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければな
- ただし、巨により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、
- 交付する。 当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金をものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出する三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当
- 該措置の全部又は一部を行うことができる。 措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当四 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の口に掲げる期間内に当該

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 株式会社酒井興業

二 代表者の氏名 酒井由喜

四 三 許可番号 主たる営業所の所在地 青森県知事許可 上北郡七戸町字野崎狐久保二六六の一 (般─二) 第一三七○八号

十一日

Ŧī. 取消年月日 令和五年二月二

取消しに係る建設業の許可

業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可 土木工事業、 建築工事業、 とび・土工工事業、 管工事業、 舗装工事業、 造園工事

七 取消しの原因となった事実

より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第 項第五号の規定に該当する。 令和四年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 株式会社太田建機

代表者の氏名 太田敬章

主たる営業所の所在地 むつ市大畑町上野三三の五

 \equiv

許可番号 青森県知事許可(般—三)第六〇〇一五九号

取消年月日 令和五年二月十七日

六 五 四 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

> る 建設業者の許可を取り消したので、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年三月十七日

商号又は名称 東栄海事工業株式会社

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 杉山幹彦

三 主たる営業所の所在地 むつ市若松町二の四五

許可番号 青森県知事許可 (般—一)第六〇〇〇四七号

取消年月日 令和五年二月二十一日

Ŧī. 四

六

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ŋ 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一 一項第五号の規定に該当する。

令和五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和五年三月十七日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

 \equiv 代表者の氏名 杉山幹彦

商号又は名称

東栄海事工業株式会社

主たる営業所の所在地 むつ市若松町 二の四五

許可番号 青森県知事許可 (般—三〇) 第六〇〇〇四七号

四 \equiv

Ŧī.

取消年月日 令和五年二月1 十一日

取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

 \equiv

発発

行年月

号日

X

分

番

号

ペ

ージ

段

行

誤

正

第令 五和

八五

号亭

令員教 甲会育 訓委

第

号

几

下

後ろから六

青森県教育委員会訓令甲第二号

青森県教育委員会訓令甲第一号

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり建

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 新田工建

氏名 新田準司

主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字蛇浦道九

許可番号 青森県知事許可(般—二)第一七四五二号

取消年月日 令和五年二月二十二日

Ŧī. 四

取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

た。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和四年十二月二十六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認され

挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八号

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号 (個人演説会等を開催する

令和五年三月十七日

青森県選挙管理委員会委員長

畑

井

義

德

表中

鳴沢農業実習センター	種里地区農村集会所	外ヶ浜町平舘体育館
曲四四の一七	田七六西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字前	沢一二三の一七 外ヶ浜町字平舘根岸湯の
	を	

外ヶ浜町平舘体育館

に改める。

誤

正

教 育 庁 学 校 教 **介育課**

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)